

**保険番号マスク (全国で使用可能)**

番号	設定項目名	制度名	福島県富岡町		兵庫県神戸市			
			子ども	精神通院等助成	子ども	自立支援法市補助		
1	保険番号		849	845	848	847	846	
2	法別番号		80	00	80	00	00	
3	短縮制度名		福島子ども	結精助成	富岡子ども	自立支援	重度障害	
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	
8	公費主保区分		3	2	3	2	2	
9	限定保険番号			010,011,021		015,016,021	015,016,021	
10	年齢(開始-終了)		0 - 18	0 - 999	0 - 18	0 - 999	0 - 999	
11	点数単価		10	10	10	10	10	
12	レセプト負担金額		1	1	1	2	1	
13	レセプト請求(印刷)		1	3	1	3	3	
14	レセプト記載		0	0	1	0	0	
※	所得情報					本人	低所得	低年金
15	外来負担区分		2	2	1	1	1	2
16	1回負担割合		0	0	0	10	10	10
17	1回固定額		0	0	0	0	0	0
18	1回上限額		0	0	0	0	0	0
19	1日上限額		0	0	0	600	600	400
20	1日上限回数		0	0	0	0	0	0
21	1月院内上限額		0	0	21000	0	0	0
22	1月院外上限額		0	0	21000	0	0	0
23	1月上限回数		0	0	0	2	2	2
24	薬剤負担		0	0	0	0	0	0
25	入院負担区分		2	2	1	1	1	2
26	1回負担割合		0	0	0	10	10	10
27	1回固定額		0	0	0	0	0	0
28	1回上限額		0	0	0	0	0	0
29	1日上限額		0	0	0	0	0	0
30	1日上限回数		0	0	0	0	0	0
31	1月上限額		0	0	21000	2400	2400	1600
32	1月上限回数		0	0	0	0	0	0
33	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0
34	食事療養費		3	1	1	1	1	1

(注) 子ども医療費 平成26年3月診療分より社保の場合、福島県の一部市町村が実施する子ども医療費はどの都道府県の医療機関でもレセプト請求での請求が可能となりました。患者負担無し。食事療養費の患者負担も無し。該当する場合ご使用ください。

精神通院等助成医療費 **特定の保険者(国保)の場合、結核や精神通院の患者負担分を助成する制度があるようです。該当する場合にご使用ください。**  
 ※同制度の保険番号マスクを提供している都道府県がありますがどちらを使用していただいても構いません。

★ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町(平成26年3月)、広野町(平成26年4月)  
 子ども医療費 平成26年3月診療分より社保の場合、福島県の富岡町等が実施する子ども医療費はどの都道府県の医療機関でもレセプト請求での請求が可能となりました。患者負担無し。食事療養費の患者負担も無し。該当する場合ご使用ください。  
 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口患者負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上限額を超えたら償還払いとなります。  
 システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金計算(外来)」「医療費負担金計算(入院)」「食事負担金計算(入院)」の左側の欄にて「1」の設定が必要です。

★ 神戸市  
 神戸市自立支援法市助成 該当者は神戸市用の自立支援の受給者証しかないようですが、自立支援と神戸市用を組み合わせ、所得者情報の自立支援医療の入外上限額を「999999」、他一部負担累計を「0」としておいてください(生活保護の場合は、入外上限額は「0」としてください)。通常、他県の公費は償還払いとなりますが、全都道府県で使用可能のようです。  
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブ「自立支援医療の特別計算」の左側を「1」で設定してください。  
 ※同制度の保険番号マスクを提供している都道府県がありますがどちらを使用していただいても構いません。